

# 区画整理ニュース

～つなげよう 未来の旦過市場へ～

【発行】北九州市都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室  
〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1-35

電話：093-511-7123/Fax：093-511-7120  
E-mail：seibi-kantaketanga@city.kitakyushu.lg.jp

## 旦過地区土地区画整理事業審議会の補欠選挙について(お知らせ)

旦過地区土地区画整理事業の施行にあたり、土地区画整理事業審議会を設置し、権利者の皆さんの意見を反映して事業を進めています。(土地区画整理法第56条)

審議会は、現在、施行地区(旦過地区)内の土地所有者や借地権者の中から選挙で選ばれた方々6名と学識経験者2名の計8名で構成されています。このたび、委員に欠員が生じたため、従来からの欠員も含めての審議委員の補欠選挙を行います。

### 選挙権及び被選挙権

#### ○投票できる人(選挙権)

令和6年12月31日現在、旦過地区土地区画整理事業の施行地区内に

- ・宅地を所有している方(地権者)
- ・宅地を借りて建物を所有している方(借地権者)

※北九州市に借地権の申告手続きをして受理された方、または借地権を登記されている方に限ります。

#### ○立候補できる人(被選挙権)

投票できる人は立候補できます。

ただし、次の①②に該当する方は立候補できません。

①未成年者の方

②禁固以上の刑に処され、その執行中またはその執行猶予期間中の方

### 選挙人名簿の縦覧及び異議申出

選挙権及び被選挙権がある方を記載した名簿を「選挙人名簿」といいます。この名簿の中に、ご自分の名前があるか、住所等が間違っていないか次の縦覧期間中にご確認いただき、記載漏れや誤りがあれば、修正等の申出をお願いします。

縦覧期間：令和7年1月19日(日)から2月1日(土)まで

縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所：都市整備局神嶽川旦過地区整備室(土、日も行います)

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号(☎093-511-7123)

(北九州市立商工貿易会館5階)

### 立候補の受付

縦覧期間：令和7年2月22日(土)から3月3日(月)まで

縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所：都市整備局神嶽川旦過地区整備室(土、日も行います)

### 選挙日

選挙日：令和7年3月20日(木)

投票時間：午前8時30分から午後5時15分まで

投票場所：北九州市立商工貿易会館会議室(予定)

※立候補者の数が定数を超えないときは、選挙を行いません。

## >>>> 審議会委員補欠選挙の日程等 <<<<

施行地区（旦過地区）の権利者の代表として、権利者の権利が平等に守られているかなど、権利に関わることを諮詢（意見や同意等）する機関です。

12月11日(水) 選挙期日・選挙人名簿縦覧の公告

選挙期日（投票日）及び選挙人名簿の縦覧期間等を公告します。

12月27日(金)

借地権申告の締切日

1月19日(日)～2月1日(土)

選挙人名簿の縦覧及び異議申出

2月1日(土)

相続届出書の提出締切日

2月21日(金)

選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数の公告

2月22日(土)～3月3日(月)

立候補の受付期間

3月3日(月)

代表者選任通知書の提出締切日

3月10日(月)

候補者の公告

3月20日(木)

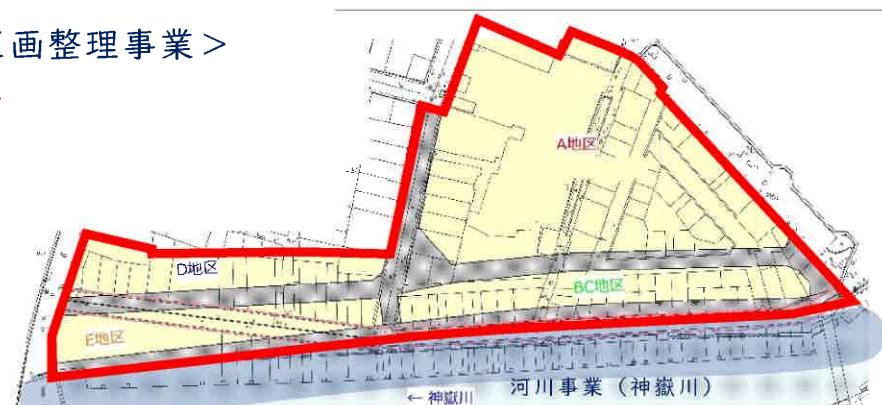
代表者選任通知書の提出締切日

3月20日(木)

選挙期日（投票・開票）

<旦過地区土地区画整理事業>

－施行地区－



## 選挙に関する各種申告・届出について

下記の申告・届出を期日までに行わない場合は、選挙権、被選挙権を得ることができません。

### ● 借地権申告

借地権とは、宅地を借りて建物を所有していることです。建物の所有権は登記されても、借地権は登記されていないことが多い、市では権利実態を把握することはできません。土地区画整理事業の施行地区内で借地し、その借地権を登記されていない方は、申告が必要となります。**すでに申告済みの方は不要**です。

一定の期間【1月1日(水)～2月21日(金)】を除き、事業を行っている間は申告できます。ただし、**今回の選挙権、被選挙権を得るために**は、**12月27日(金)**までに申告が必要です。

### ● 相続届出

土地所有者（登記名義人）または借地権者が亡くなられていて、まだ相続登記をしていない場合、相続人の届出が必要です。「相続届出書」と相続を証明する書類の提出をお願いします。

なお、相続人が複数の場合は、相続人の代表者の届出も必要となります。

【締切日：2月1日(土)】

### ● 共有名義の宅地及び借地権の代表者の届出

宅地及び借地権が共有の場合、共有者の中から代表者1人を選任する届出（代表者選任通知）が必要です。

【被選挙権を得る場合の締切日：3月3日(月)】

【選挙権を得る場合の締切日：3月20日(木)】

次ページにつづく

## 旦過地区土地区画整理事業の現在進捗について

### ● 旧中央市場の解体について

10月から始まった旧中央市場の解体工事は順調に進んでおります。

市場の皆様には、工事車両の往来や騒音・振動などによりご迷惑をお掛けしておりますが、ご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

これから本年末までに、アーケード内の工事仮囲いを解体して従前の道路幅を復旧し、お客様に安心して買い物していただける状態を目指して作業を進めています。

年明け以降は、解体跡地の埋蔵文化財調査を行った上で、新築工事に着手していく予定ですので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

<旧中央市場解体工事の様子>



10/28 解体着手時の様子



12/9 時点の現場の様子  
(がれきの仕分け作業)



モノレール側建屋の様子  
(年内に解体完了予定)

## 土地区画整理の選挙に関するQ & A

Q：公告はどこに掲載されるか。

A：公告は、市のホームページ等でご覧いただけます。

Q：借地していますが登記していません。選挙権を得るためににはどうしたらよいか。

A：審議会委員の選挙権・被選挙権を得るためにには、12月27日(金)までに、神嶽川旦過地区整備室へ「借地権申告」が必要です。申告がない方は、借地権がないものとみなされ、選挙することができません。以前、申告された方は今回申告する必要はありません。

Q：宅地又は借地権を共有しているが、共有者全員に選挙権はあるのか。

A：全員ではありません。共有者の中から一人選んで、3月20日(木)までに、神嶽川旦過地区整備室へ「代表者選任通知書」を提出していただければ、その代表として1箇の選挙権を得ることができます。  
なお、3月3日(月)までに提出していただければ、被選挙権も得ることができます。

Q：宅地の所有権と借地権の両方もっているが、選挙権・被選挙権はどうなるのか。

A：それぞれの権利につき選挙権・被選挙権を有します。  
ただし、立候補できるのは、宅地所有者もしくは借地権者のどちらか一方となります。

Q：宅地を相続したが、登記簿の名義は変更していません。選挙権を得ることができるか。

A：2月1日(土)までに、神嶽川旦過地区整備室へ「相続届出書」を提出していただければ、選挙権・被選挙権も得ることができます。  
なお、相続人が複数の場合は、代表者の選任も必要となります。

Q：選挙で選ばれる審議会委員のうち宅地所有者と借地権者の割合はどうなるのか。

A：権利者（宅地所有者及び借地権者）の中から選ばれる委員の数は8名となっており、その内訳は、宅地所有者及び借地権者、それぞれの総数におおむね比例するように定めることになっています。

Q：借家しているが選挙権・被選挙権を得られるのか。

A：テナント等の借家している方には、選挙権・被選挙権がございません。

神嶽川旦過地区整備室では、関係者の皆様へ事業についての情報提供を行っています。質問等がございましたら、お手数ですが下記までご連絡ください。

北九州市都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室  
【電話：093-511-7123】

市のホームページで過去の  
区画整理ニュースも公開中！



スマートフォンで  
QRコードを  
読み取って下さい。